

<新型コロナウイルス感染症に係る支援策>

事業継続支援金(県独自)	新型コロナウイルスの影響により、売上減少が50%以上ある事業者の事業継続に向け、県独自の支援金を支給(20万円~100万円)。全産業(国の持続化給付金の給付を受けた事業者)を対象
県内事業者事業継続推進(県独自)	県内事業者が事業の継続に向けて、ネット販売システムの構築等の新たな取組や既存事業に加えて新規事業に乗り出す等の新型コロナウイルス感染症の影響を打破すべく実施する取組や感染症拡大防止対策等の安全・安心確保への取組に対して支援を実施(・補助限度額:100万円 ・補助率:補助対象経費の2/3)
持続化給付金申請サポート(県独自)	持続化給付金を県内事業者が速やかに受給できるよう、Web入力補助等を円滑にするため、商工会議所等を支援
雇用調整助成金申請サポート(県独自)	①相談窓口の設置・・・雇用調整助成金の申請について、社会保険労務士が無料で相談 ②アドバイザー派遣・・・訪問のアドバイスを希望する企業に社会保険労務士を派遣
教育訓練の推進(県独自)	雇用調整助成金を活用して従業員の教育訓練を実施する場合に加算される訓練費に上乗せをすることにより、職業に関する知識、技能、技術等の習得を促進するとともに雇用の維持を推進 (雇用調整助成金の教育訓練助成の加算額2,400円(中小)、1,800円(大企業)にそれぞれ3,000円上乗せ)
観光関連事業者緊急融資(県独自)	観光関連事業者に対して3,000万円上限の1年間無利子・保証料免除の融資を実施(6月末まで緊急対応) (成長サポート資金の観光振興対策事業者を対象 例:宿泊・交通・観光土産品販売などの施設)
生活福祉資金の特例貸付	①緊急小口資金・・・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費用を貸付 ②総合支援資金・・・生活再建までの一定期間に必要な生活費用を貸付
住居確保給付金	離職・廃業後2年以内の方または、休職等に伴う収入減少により、離職等と同程度の状況にある方に対して、一定期間家賃相当額を給付
生活保護	生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、資産・能力等を活用することを前提として、その困窮の程度に応じて生活費等を給付